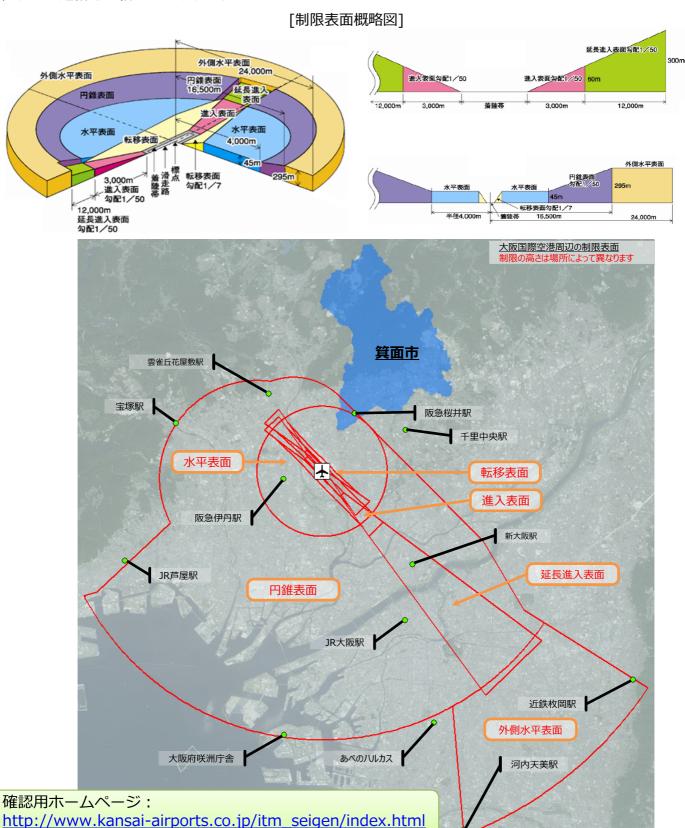
## 大阪国際空港周辺における物件の設置<mark>制限</mark>について

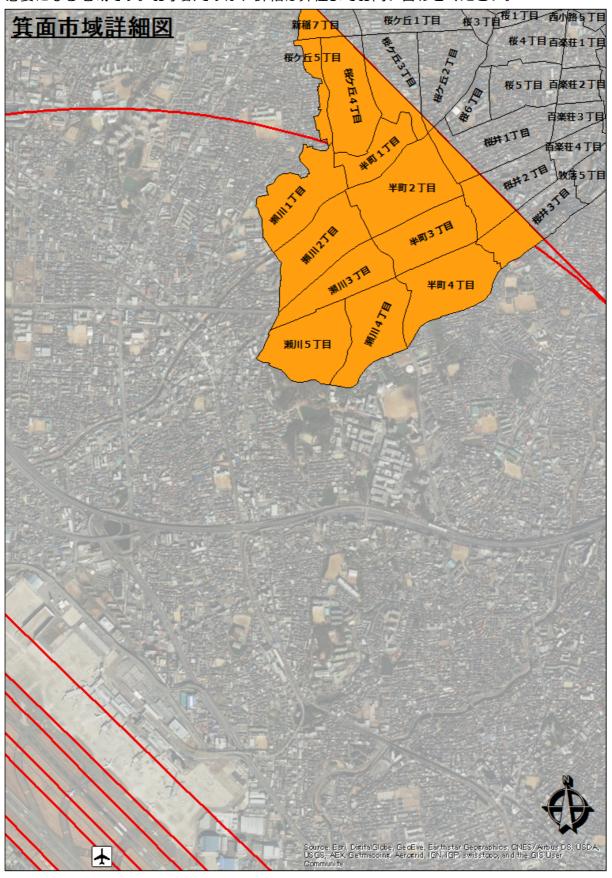
(大阪国際空港の制限表面区域)

大阪国際空港周辺では、航空法により設置できる物件の<u>高さが制限される</u>制限表面と呼ばれる区域(下図の赤線で囲まれた区域)が設けられております。この区域内で物件(搭屋を含む建築物、クレーン、アンテナ、避雷針、樹木等)を設置される場合は、箕面市域詳細図又は下記のホームページをご確認いただき、弊社までご連絡をお願いいたします。



# 大阪国際空港周辺における物件の設置<mark>制限</mark>について (大阪国際空港の制限表面区域)

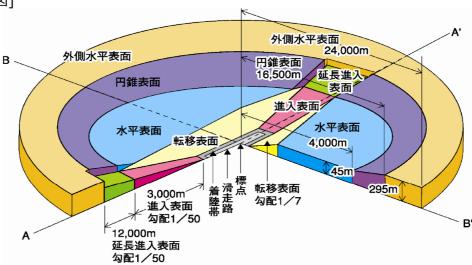
下図の着色範囲が制限表面に含まれる範囲で、物件設置の際に弊社へのご連絡やお手続きが 必要になる地域です。お手数ですが、詳細は弊社までお問い合わせください。



## 大阪国際空港周辺における物件の設置制限について

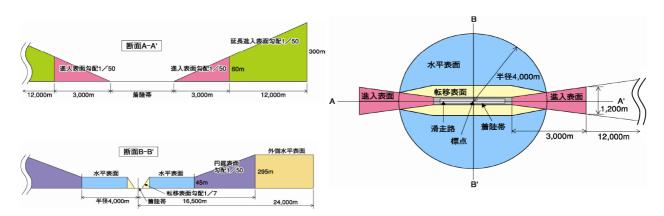
(大阪国際空港の制限表面区域)

### [制限表面概略図]



<断面概略図>

<平面概略図>



#### [航空法(抜粋)]

- 第49条 何人も、空港について第四十条(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。)の上に出る高さの建造物(その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。ただし、仮設物その他の国土交通省令で定める物件(進入表面又は転移表面に係るものを除く。)で空港の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。
- 2 空港の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件(成長して進入表面、転移 表面又は水平表面の上に出るに至つた植物を含む。)の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件 を除去すべきことを求めることができる。
- 第56条の3 何人も、第五十六条第一項に規定する空港について前条第二項において準用する第四十条の告示があつた後においては、その告示で示された延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。)の上に出る高さの建造物(その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。
- 2 第四十九条第一項ただし書の規定は、円錐表面及び外側水平表面について準用する。
- 3 第四十九条第二項の規定は第一項の規定に違反する物件について、同条第三項から第八項までの規定は第 一項の告示の際現に存する物件で延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用 する。